

認知症等高齢者緊急一時受入事業の実施に伴う 区内介護老人福祉施設との協定の締結について

1 概要

認知症によるひとり歩き等による身元不明高齢者（以下「認知症等高齢者」という。）については、警察官職務執行法に基づき、警察署で保護したのち、保護した高齢者を24時間以内に公の機関に引き継ぐこととされている。

このようなケースがあった場合、本区では、緊急ショートステイ事業を活用して対応しているが、受入床数に限りがあるため、認知症等高齢者又は介護や見守りが必要な高齢者の受入施設の確保及び床数の拡充に向け、区内特別養護老人ホームと提携して、一時受入事業の施設提供等に関する協定を締結し、認知症等高齢者を一時的に保護する事業を実施する。

2 受入の対象となる者

区内の警察署に保護された認知症等高齢者等であって、緊急ショートステイ事業等によって直ちに保護することが困難である者。

ただし、身体的・精神的状態により医療にかかる必要性が高い者、飲酒薬物等により酩酊状態である者、暴言暴力等の逸脱行為がある者は事業の対象としない。

3 事業の内容

- (1) 宿泊場所の提供
- (2) 飲食物の提供
- (3) 入浴又は清拭の実施
- (4) 身の回りの世話又は介護
- (5) 健康管理（健康状態の把握を含む）
- (6) その他、区長が特に必要と認めたこと

4 協定締結先

区内介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） 6法人7施設

法人名	施設名
社会福祉法人フロンティア	文京くすのきの郷
社会福祉法人福音会	文京白山の郷
社会福祉法人桜栄会	文京千駄木の郷
社会福祉法人東六会	ゆしまの郷
社会福祉法人洛和福祉会	洛和ヴィラ文京春日
	文京大塚みどりの郷
社会福祉法人龍岡会	小石川ヒルサイドテラス

5 協定締結日

令和6年3月12日（令和6年4月1日運用開始）